

令和5年3月17日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社吉野土建（所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 河原 利幸 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 小林 和生 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）

経理調達課 課長 磯谷 智彦 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社吉野土建	山梨県南都留郡富士河口湖町船津981

2. 指名停止措置期間

令和5年3月17日から令和5年3月30日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和4年4月1日、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所が発注した富士スバルライン上の除雪業務において、ダンプトラックの荷台に取り付けられたブラシの取り外し作業を行っていた作業員が、同一車線上で融雪剤を散布しながら後退進行してきた融雪剤散布車に衝突され、ダンプトラックの荷台との間に挟まれ死亡する工事関係者事故を発生させた。

このことについて、当該業者の融雪剤散布車を運転していた作業員は、令和4年12月27日、都留区検察庁から過失運転致死の罪で起訴され、令和4年12月28日、都留簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内